

(背景)こども基本法の施行

こども基本法の重要ポイント！

こどもの意見の反映（第11条）

国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価にあたり、対象となるこども・こどもの養育者・その他関係者の意見を反映させるための措置を講ずる。

こども大綱（第9条）

国は、こども施策に関する大綱を定めなければならない。 **R5.12.22閣議決定**

➤ 目指すのは「**こどもまんなか社会**」・・・

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

自治体こども計画（第10条）

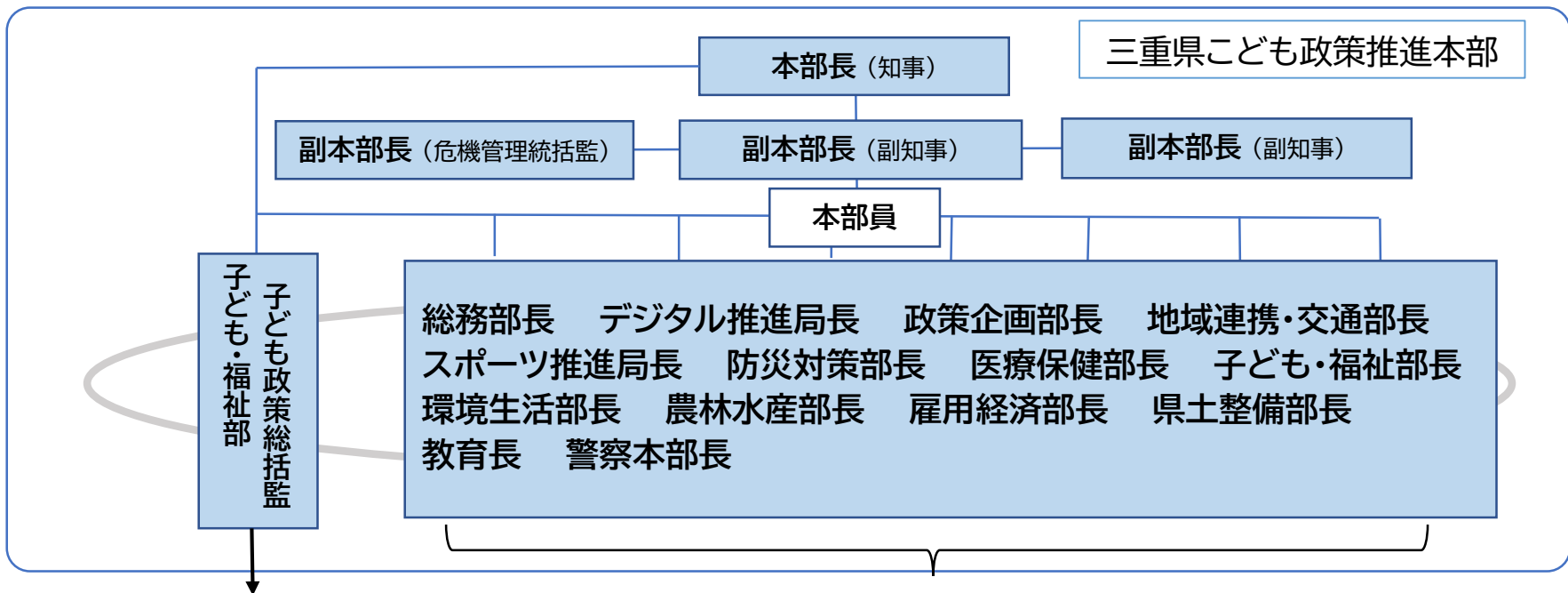
都道府県・市町村は、こども大綱等を勘案して、こども施策についての計画を定めるよう努める。

三重県こども政策推進本部

全庁をあげて子ども・子育て施策を推進するため、子ども・福祉部が事務局となり、関係部局長で構成するこども政策推進本部を設置し、本部長が招集する会議を「三重県こども政策推進会議」とする。

- 【所掌事項】
- ・子どもの育ちや子育て家庭への支援に関すること
 - ・少子化対策(自然減対策)に関すること
 - ・その他必要と認められる事項に関すること

(本部の下に施策の立案・推進を行う幹事会【幹事長:子ども政策総括監】を設置する)



子ども・福祉部(事務局)

- ①会議の運営・進捗管理
- ②県子ども条例の改正、普及・啓発
- ③県こども計画の策定、進行管理
- ④県こども政策検討会議の運営
- ⑤事例の情報収集・分析 等

本部員

- 子どもの育ち、子育て家庭への支援に関する取組
- 少子化対策(自然減対策)に関する取組
妊産婦・乳幼児ケア、幼児教育・保育対策、貧困対策、虐待防止、不登校・いじめ対策、障がい児施策、若者等の雇用対策、出会い支援、不妊治療支援、周産期医療の充実、働き方改革 等

第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン

資料 2

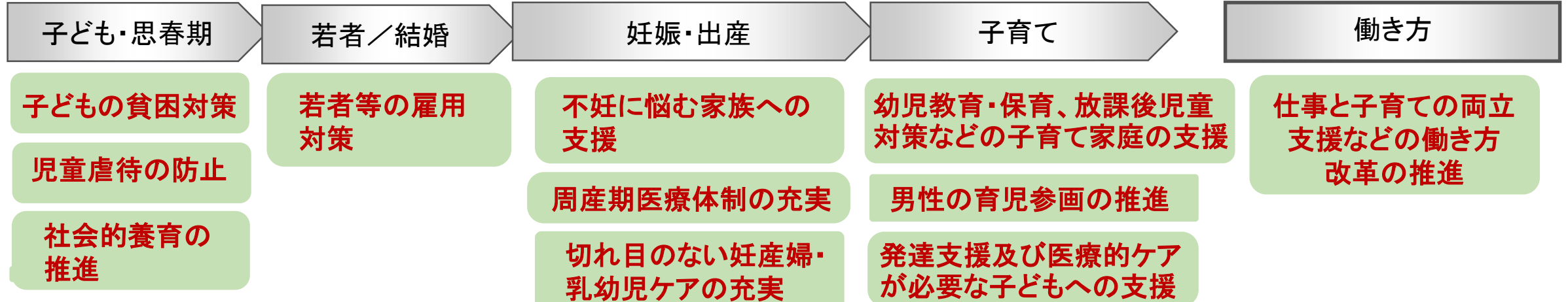
めざすべき社会像

結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重

総合目標	現状値	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度実績	目標値
合計特殊出生率	1.47 (R元年)	1.42 (R2年)	1.43 (R3年)	1.40 (R4年)	6月上旬頃に判明 (概数) (R5年)	1.8台 (2020年代半ば)
地域社会の見守りの中で、 子どもが元気に育っている と感じる県民の割合	51.2% (R元年度)	56.2% (R2年度)	53.0% (R3年度)	57.5% (R4年度)	57.4% (R5年度)	63.5% (R6年度)

ライフステージごとに切れ目のない対策

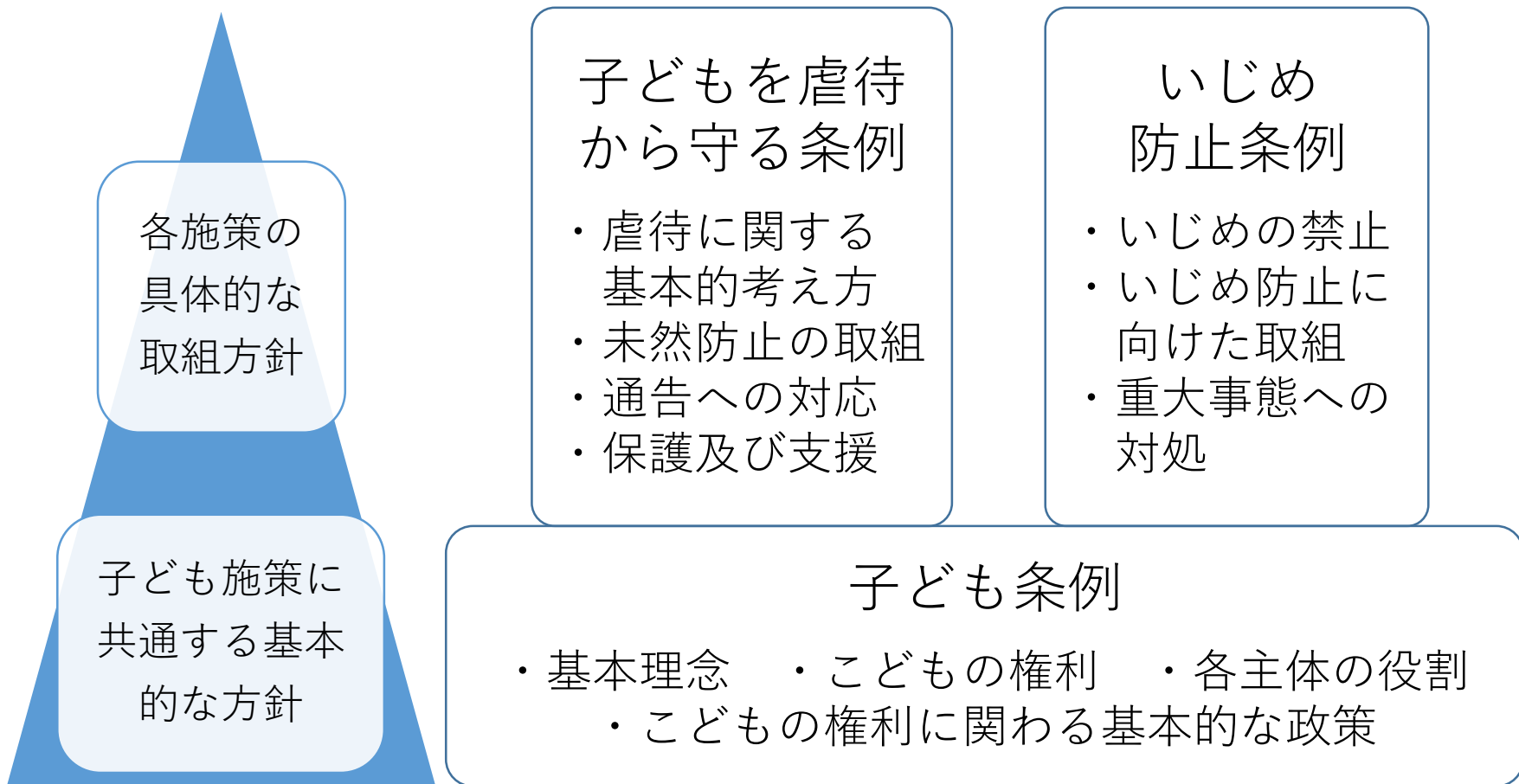
11の重点的な取組



- (1) 子どもを取り巻く環境の変化
 - ・ 少子・高齢社会の進行に伴う子どもや子育て家庭への地域の関わりの減少
 - ・ 地域コミュニティの変容
 - ・ インターネットやSNS利用の増加によるコミュニケーションの多様化
- (2) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生
 - ・ いじめの認知件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数の増加
 - ・ 県内で児童虐待による死亡事例や不適切保育事案が立て続けに発生
- (3) こども基本法の制定（令和5年4月）
- (4) 子どもの権利に関する子ども当事者の認知度の低さ

変化に対応した対策の実施、こどもの権利に対する意識向上が必要

- ・ 子ども条例を「こどもに関する基本条例」と位置付ける。



- ・ 条例の構成

- ① 目的
- ② 定義
- ③ 基本理念
- ④ こどもの権利
- ⑤ 各主体の役割
- ⑥ 政策
- ⑦ 実行計画の策定

(目的)

- ・「こどもの権利を守ること」を目的として定める。

(定義)

- ・ 現行条例では、こどもを「18歳未満の者」と定義しているが、こども基本法では、一定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもを「心身の発達の過程にある者」と定義していることをふまえて見直しを行う。

(基本理念)

- ・ こどもの権利条約のいわゆる4原則（①差別の禁止、②生命、生存及び発達に対する権利、③こどもの意見の尊重、④こどもの最善の利益）を盛り込む。

(こどもの権利)

- ・ 現行条例では前文に記載している、こどもの権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について、条例本則に盛り込む。

子ども条例改正の方向性(大括りの政策案)

- 災害や犯罪から守る取組
- 体罰、不適切保育の防止
- 児童虐待防止
- いじめ、自殺対策
- インターネットの適正利用
- 権利救済

こどもの安全 ・安心の確保

- 発達支援、医療的ケア
- 妊産婦、乳幼児ケア
- こどもの貧困対策
- 社会的養育の推進
- 外国につながるこどもへの支援
- 仕事と子育ての両立支援

こども・子育て 家庭に寄り添った 多面的支援

生きる権利・守られる権利 育つ権利・参加する権利

- 居場所づくり
- 不登校のこどもへの支援
- ケアリーダー支援
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 幼児教育、保育の質の向上

こどもの学び、 成長への支援

- アドボケイト
- こどもからの相談への対応
- 社会参画や意見表明の機会の充実

こどもの意見 表明と施策への 反映

こども計画
に盛り込む
施策例

他の大括りの
政策として
「こどもの
権利について学ぶ機会
の提供」
など

- 子ども条例に基づき、こどもの権利を守るための県の主要なこども施策を定めた計画とする。
- 国のこども大綱に含まれる「少子化対策」、「こども・若者育成支援」、「こどもの貧困対策」に関する県施策についても計画に盛り込む。
- 計画期間は、令和7年度から11年度までの5か年。
- 具体的な数値目標や指標を設定する。
 - ＜数値目標＞ 「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標として、国のこども大綱で示されている数値目標（アウトカム）を参考にする。
 - 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合
 - 「生活に満足している」と思うこどもの割合
 - 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感）
 - ＜指標＞ 進捗状況が分かる指標を施策ごとに設定する。設定にあたっては、総合計画や教育ビジョン等の個別計画との整合を図る。

子ども条例改正、こども計画(仮称)策定に向けたスケジュール

	令和6年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有識者、子ども当事者の意見聴取 (こども政策検討会議)		◎ 第1回	◎ 第2回		◎ 第3回		◎ 第4回		◎ 第5回	◎ 第6回	◎ 第7回		
		委員からの意見聴取 ・現状認識 ・条例、計画の方向性		条例・計画の構成、 計画の目標項目の検討			条例の条文、計画に盛り込む 具体的な取組の検討						
庁内体制 (こども政策推進会議)		● 推進会議 (方向性)				● 推進会議 (中間案)		● 推進会議 (最終案)					
こどもとの意見交換		← とも会議の参加者募集 →		← とも会議(1回目) →			← とも会議(2回目) →						
意識調査等					← 追加調査等(子どもの貧困) →			← パブコメリックコメント →					
県議会			● 常任委員会 (方向性)				● 常任委員会 (中間案)		● 常任委員会 (最終案)			● 条例案提出	